那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 那覇市(那覇市上下水道局を除く)において行う工事請負等制限付一般競争入札 (以下「一般競争入札」という。)の取扱いについては、別に定めるもののほか、この 心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、見積もる契約金額(単価による入札にあっては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。)の 100 分の5以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(入札)

- 第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 電子入札システムにより入札に参加する者は、入札書及び工事費等内訳書(以下「入 札書等」という。)を公告で指定された日までに提出するものとする。
- 3 紙入札により入札に参加する者(以下「紙入札業者」という。)は、入札書等に必要な事項を記載のうえ記名押印し、所定の入札箱に投入しなければならない。
- 4 紙入札業者は、「紙入札参加承認願」を提出し、発注者から紙入札による入札参加の 承認を受けなければならない。
- 5 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者 の投入が始まるまでの間はこの限りではない。
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 7 総合評価方式により入札を行う場合には、入札書等及び評価値の算出を行うための資料(以下「確認資料等」という。)を提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 (提出した入札書等及び確認資料等の書換え等の禁止)
- 第5条 入札参加者は、提出した入札書等及び確認資料等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(工事費等内訳書)

- 第6条 工事費等内訳書の内訳価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。 (経営規模等評価結果通知書)
- 第7条 入札参加者は、開札日において有効な経営規模等評価(以下「経審」という。) 結果の通知を受けていなければならない。
- 2 前項の経審結果の通知を受けていない者は、入札に参加することができない。 (開札等)
- 第8条 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。
- 2 契約検査課長は、前項に規定する開札の立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

(落札候補者)

- 第9条 市長は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な 入札をした者及び最低制限価格の設定をしないものは予定価格の制限の範囲内で最低の 価格をもって有効に入札をした者(以下「落札候補者」という。)を順次順位を付する。 落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- 2 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者に、当該入札参加者が開札 に立ち会っていないときには、前条第2項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、 順位を決定するものとする。ただし、電子入札で行う入札案件については、電子くじに より順位を決定するものとする。
- 3 開札後、落札候補者は、市長の求めに応じ次の各号の入札参加資格審査のための書類 (以下「資格審査書類」という。)を提出しなければならない。
 - (1) 入札参加資格審查申請書
 - (2) 最新の経営規模等評価結果通知書の写し
 - (3) 建設業許可の写し
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 4 那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)試行実施要領(平成 20年11月13日都市計画部長決裁)に基づいて実施する入札にあっては、同要領第13条に 規定する方法により決定する。

(入札参加資格審查)

第10条 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、 適格者が確認できるまで行うものとする。

(落札者又は入札参加資格不適格者の決定)

- 第11条 市長は、前条の規定による資格審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者と して決定する。
- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入 札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(入札参加資格不適格者に対する説明)

- 第12条 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、第11条第2項の通知が 到達した日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に、市長に対して説明を求める ことができる。
- 2 前項の規定により説明を求める場合は、説明申立書を契約検査課に持参又は郵送しなければならない。
- 3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算 して10日(休日を除く)以内に、回答書により回答する。
- 4 前3項に規定する説明申立ては、第11条第1項の落札者の決定を妨げることができない。 (入札書等の不受理)
- 第13条 郵便入札の場合、公告に定める配達指定日以外の日に到達した入札書等は受理しないものとする。

(入札書等の無効)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札時に失効事由が生じている I Cカード(実際の代表者氏名、商号又は名称が異なるもの)を使用してした入札
 - (2) 電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報(入札書を紙により提出する場合は、記載金額その他入札要件)が確認できない入札
 - (3) 入札書等を紙により提出する場合は、入札書の記載金額を訂正した入札
 - (4) 入札書等を紙により提出する場合は、発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書等
 - (5) 入札書等を紙により提出する場合は、入札書の金額や¥マークの記載がない入札
 - (6) 市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが 異なる入札書等(ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終 了している場合は、その限りでない。)
 - (7) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札書
 - (8) 発注者名の記載が誤っている入札書等
 - (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書等
 - (10) 工事費等内訳書が同封(添付)されていない入札書
 - (11) 封筒に2通以上の入札書等が入っている入札書
 - (12) 工事費等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
 - (13) 未記入など不備がある工事費等内訳書が同封された入札書
 - (14) 入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等
 - (15) 虚偽の記載がされた入札書等
 - (16) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書等
 - (17) 総合評価落札方式に係る確認資料等を提出しなかった入札

- (18) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
- (19) その他入札の条件に違反した者が提出した入札書等

(落札後の手続)

第15条 落札者は、第11条第1項の通知を受けたときは、7日以内に契約書、契約保証 金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第16条 市長は、入札参加者が連合し又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、 又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(異議の申立て)

第17条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について の不明を理由として異議を申し立てることはできない。